

## 平成 21 年 4 月 20 日 文教常任委員会

### 此村委員

昨年 6 月からこの文教常任委員会の新メンバーで取り組まれた案に対して、今日が今年度の実質上最終の委員会ではないかというふうに思っております。この 1 年間を通じまして、様々な課題について質問をさせていただきました。全体的に大変に前向きな御答弁と取組をしていただいたと、このように評価をいたしているところでございまして、今日はそうした中で、2 点につきまして以前質問したことに対する取組状況をお聞かせいただくと同時に、また、確認をしていきたいということでもよろしくお願いいたします。

まずはじめに、教育委員会における障害者雇用についてであります。教育委員会における障害者雇用につきましては、我が会派も、また、私個人も長年にわたりまして主張をしてまいりました。久しぶりにこの文教常任委員会において、この問題を再度取り上げさせていただき、積極的に取り組むべきであるということ指摘したところでございます。過去、当委員会におきましても、教育長から大変前向きな御答弁を頂き、検討委員会をつくっていただいているものと承知をいたしているところでございます。

そこで確認でございますが、既に皆様から新聞発表もしていただいておりますし、また、新聞の記事にも出ておりましたけれども、県の教員採用試験において、障害者特別枠を設けるとか、各大学に対して優秀な学生を推薦していただくとか、全国に先駆けた取組をしていただいていると、このように報道もされているところでございます。この具体的な取組につきまして、何点か確認をさせていただきたいと思っております。

まず、2 月の文教常任委員会で、教育委員会で、昨年 10 月に障害者雇用推進会議を設置して検討をしているとのことでありました。その後の状況はどのようになっているかお知らせをいただきたいと思います。

### 行政課長

今期、教育委員会における障害者雇用を推進するために、昨年 10 月に市町村教育委員会にも御参画いただきまして、障害者雇用推進会議を立ち上げ、3 月に取組方針案を取りまとめたところでございます。今回まとめました障害者雇用の取組方針案の概要でございます。障害者の雇用につきまして、その背景の考え方といたしまして、障害の有無にかかわらず、すべての人が活躍できる共生社会を実現するためには、教育分野を通じた意識啓発が大切であり、障害のある教員や職員は児童・生徒にとって、人や社会に対する広い視野を養う上で大きな役割を担うことが期待できることから、教育委員会においても障害のある教員の採用をはじめとした障害者雇用を推進するというものでございます。

また、障害のある教員の採用につきましては、平成 21 年度実施試験より新たな採用の取組を行うこと、また、公立小・中学校の教員以外の職種についても、引き続き障害者の採用選考を行うこと、それから、市町村教育委員会と連携した取組ということで、障害のある教職員の配置に当たりましては、各市町村教育委員会の障害者雇用の状況に応じて、均衡のある配置を行う必要があるために、今後は市町村教育委員会と連携した取組を進めていく必要があること、そして、個々の実施として、障害のある教職員の採用を進めるに当たりまして、受験希望者への障害者雇用の周知を図るために、教員を養成する大学あるいは障害者団体などと連携するとともに、より積極的に各種広報媒体を活用することといったようなことが主な取組の内容、方針でございます。

取りまとめた方針に基づきまして、障害者雇用率の向上の取組を今後計画的に実施したいというふうに考えておまして、国の障害者雇用計画期間は 3 年間ということでございますので、できるだけ計画期間内に成果を上げていきたいというふうに考えているところ

でございます。

#### 此村委員

先般の新聞では、教員採用において特別募集枠など新たな採用の取組が報道されておりますが、具体的にどのような内容なのか確認をしたいと思います。

#### 教職員人材担当課長

教員採用試験におきます新たな取組でございますが、本県ではこれまで障害者に対しては、身体障害者特別選考といたしまして、障害の状況に応じまして拡大文字や手話通訳等々の試験の実施方法に配慮を行ってきたところでございます。

しかしながら、こういった対応が全国のほとんどの試験を実施している団体で行われておりまして、なかなか志願者増に結び付かないといった状況がございました。

こうした中で、障害のある教員の方々が教壇に立つことによる教育的効果への期待とともに、教員職への障害者雇用の拡大という視点から、本年度教員採用試験から新たに二つの取組を実施するようにいたしましたものでございます。

1つは、特別募集枠による選考の実施ということでございまして、本県では、これまで募集人員を具体的な数値では示しておりませんでしたけれども、本年度試験から身体障害者向けの募集人員を10名程度といたしまして、選考に当たりましては、一般選考とは分けた形で選考を実施してまいりたいと考えております。

もう一つは、身体障害者大学推薦制度の導入でございまして、身体障害者で教職を目指す方で、教員として優秀な人材を大学に対し推薦してほしいというようなことを考えておりまして、この大学からの推薦につきましては、先ほどの特別募集枠とは別枠でと考えております。両制度とも、本年度の採用試験から導入するものでございますので、早く受験者に周知する必要があり、3月27日の段階で記者発表をさせていただいたということでございます。

#### 此村委員

教育委員会関係の多くは学校でありますし、教員が圧倒的に多いわけでありまして。この部分において障害者雇用が進まなければ、全体の雇用率の改善につながるものではありません。新たな採用の取組については評価しておりますが、一方で、障害者を採用し、学校へ配置していくに当たっては、学校現場の理解が必要になってくると思います。

こうした理解を進めるために、市町村教育委員会などとの連携はどのようにしていくつもりなのか、お伺いをしたいと思います。

#### 教職員人材担当課長

学校現場の理解を進めるための市町村教育委員会との連携ということでございますけれども、私どもでは、障害者の方々が教壇に立ち、児童・生徒に指導を行っていただくことによる教育的な効果に期待をしているところでございます。

障害のある教員の方々の御活躍につきましては、新聞等でも時折取り上げられておりますけれども、教員になる夢を実現されました努力の姿勢や経験は、子供たちへの励ましや勇気付けにつながるというふうに考えておりまして、様々な効果を上げているということが新聞等で紹介されているところでございます。

本県でも昨年度、全盲の方を県立高校の教員として採用しておりますけれども、当該校からは生徒たちが支え合うことの重要性を理解するようになったとか、先生と生徒との関係、あるいは生徒同士の関係ということが良好な状況になるというふうに聞いているところでございます。障害者の方々を採用後、学校現場に配置していくに当たりましては、こ

うした教育的効果を学校現場に理解してもらうことが大変重要というふうに考えております。そのために市町村教育長会議ですとか、教育事務所単位等で開かれます担当課長会議など、様々な機会や場をとらえまして、説明するよう取組を始めたところでございます。今後とも市町村教育委員会との一層の連携を密にし、学校現場の理解を求めてまいりたいというふうに考えています。

さらに、市町村立学校のバリアフリーに係る施設の整備状況につきましても調査をしつかりと実施いたしまして、学校の状況を踏まえながら、適切な配置というものを行ってまいりたいというふうに考えております。

#### 此村委員

採用する側の環境づくりの取組について今お話がありましたが、せっかく素晴らしい取組をしても、障害者の方々にこうした全国でも初めての取組だということを知っていただいて、本県を受験してもらわなければ効果は期待できないわけであります。そうした意味で、今回の新たな取組の周知についてどのように進めているのか、お伺いをしたいと思います。

#### 教職員人材担当課長

受験者の方々への周知ということでございますけれども、私どもでは受験者向けには試験の実施要綱の作成配布ですとか、教育委員会のホームページでも情報提供を行っております。今年度からは障害者向けに、実施要綱の一部に独立したページを設け、例年よりも情報面で強化するような形をとらせていただきました。

また、教職を目指す方々は教員免許状が必要となりますことから、多くの方々は大学で学んでいらっしゃるわけでございます。教職課程を設置する大学は全国で約600弱ございますけれども、そういった大学に対しまして、今回の新たな制度の周知と学生の推薦の依頼を行ったところでございます。

さらに、今後募集が本格化してまいりますので、大学を訪問して実施しております教員採用試験にかかわる説明会ですとか、教員志望者を対象として昨年度スタートしましたかながわティーチャーズカレッジでの説明会におきましても、障害者向けの取組について周知を図ってまいりたいと思っております。また、障害者関係団体等への周知にも努めてまいりたいと思っております。

受験の申込みというのは、まだまだこれからでございますけれども、既に周知を行った複数の大学から御照会をいただいているところでございます。

#### 此村委員

これまでもあったのですが、せっかく皆さんが様々な前向きな取組を打ち出しているにもかかわらず、なかなか現場にそういった情報が伝わっていなかったということもあって、効果が十分に上げられていないということが、非常にたくさんありました。したがって、今、大変素晴らしい施策をしていただいたわけでありますし、その大きなポイントはいかに周知をするか、知らしめるかという、極端なことを言えば、漏れがないように知らしめて、そうした希望を持っている人が実際に受験できるような、そういったところまでやっていく、ちょっとしつこいかもしれませんが、周知をお願いしたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これまでも委員会のたびに申し上げてまいりましたけれども、障害者雇用については、本来ならば地方公共団体は公的機関として法を遵守し、民間企業等に率先垂範すべき立場であります。このたび、教育委員会が全国に先駆けて様々な取組に踏み出した点については高く評価をいたしますし、一つ一つの取組を着実に実施し、障害者の法定雇用率を達成できるよう全力で取り組んでいただきたいということを要望して、

次の質問に入ります。

次の質問は、学校におけるはしか、麻しん対策についてであります。麻しんについては、昨年全国的に流行し、本県でも多くの児童・生徒が麻しんに罹患し、臨時休業を行った学校もあると聞いております。学校における麻しん対策については、今年2月の定例会で取り上げ、今後、県教育委員会として麻しんの感染拡大防止対策を行っていくとの御答弁を頂いておりますが、この件について何点か伺いたいと思います。

まず、麻しんの感染拡大防止対策としてどのような対応を行ったのか、お聞かせいただきたいと思っております。

保健体育課長

学校における麻しんの感染防止対策や、学校長の臨時休業の判断がよりの確にできるように、具体的な取扱方針などを留意事項として取りまとめまして、各学校へ通知するとともに、各地区医師会に対しても周知、協力をお願いしております。

また、県立学校の全生徒を対象に麻しんの予防接種率や罹患率の調査を実施いたしました。さらに、各県立学校や市町村教育委員会へ中学1年、高校3年生の生徒への予防接種の働き掛けにつきましては、まず、3月5日に校長会、6日に教育事務所指導課長会議で直接勧奨を依頼するとともに、通知をさせていただきました。

県内市町村では、未接種者に対しまして既に通知を出しているところもあるところもございまして、今年度の対象生徒には予防接種の勧めについて、3月27日付けで通知をしたところでございます。

此村委員

さきの委員会でも御指摘を申し上げたのですが、臨時休業の取扱いにつきまして、学校によってまちまちだったということをご指摘させていただいたわけですが、このたび臨時休業の取扱いなどについて留意事項を取りまとめたとのことですが、この留意事項の具体的な内容について、お伺いをしたいと思います。

保健体育課長

学校における麻しん対策については、これまで国が作成いたしました学校における麻しん対策ガイドラインを基に、臨時休業の判断などをするようお願いしてまいりましたけれども、各学校によりまして臨時休業の判断にばらつきがございましたので、学校長が臨時休業の判断をより適切にできるよう、県医師会の学校担当医の意見を聞きながら留意事項として取りまとめさせていただきました。

その内容でございますけれども、り患者の把握や出席停止の指示、臨時休業を徹底する場合の取扱方針などについてでございますが、具体的には、2名以上の児童・生徒が同じ感染源と考えられる麻しんに罹患していると認められ、今後、学級内で感染が拡大する可能性が高い場合には、学校担当医等に相談するとともに、教育委員会に連絡し、学級閉鎖の措置をとること、また、同じ感染源と考えられるり患者が他の学級や学年等に複数認められるようになった場合には、学年閉鎖や休校などの措置をとることなどでございます。

此村委員

次に、各学校に対し予防接種歴などについて調査を実施したとのことですが、調査の結果はどのようになっていたのでしょうか。

保健体育課長

調査でございますけれども、県立学校の全日制の高校1年生から3年生を対象に実施さ

せていただきまして、4月13日に各学校から回収させていただきました。

4月15日現在の速報値ですけれども、まず、全校生徒の状況でございます。既にり患したことがある生徒が7.4%、そして、2回接種したことがある生徒は8.1%ということでございまして、高校1年生から3年生までの予防接種を受けるように勧めなければならぬ生徒は、既にり患したことがある、または、2回予防接種を受けている生徒を除きまして、84.5%でございます。

#### 此村委員

これからやるべきことがもっとありますよ、という結果であると思いますが、最後にこの調査結果を踏まえて、県の教育委員会として、今後どのように対応していくのか御回答を頂きたいと思えます。

#### 保健体育課長

今回の調査によりまして、麻しんにり患したことがある生徒、これまでにり患したことがない生徒、1回も予防接種を受けていない生徒を把握することができました。予防接種を受けるよう勧める高校3年生の割合でございますが、麻しんにり患したことがあるか、予防接種を受けたことがあるかどうか分からない生徒も含まれておりますけれども、83.9%と予想をかなり上回る高い数字でございました。

この結果を踏まえまして、これまで麻しんにり患したことがなく、いまだ予防接種を2回受けていない高校3年生に対しまして、積極的に予防接種を受けるように働き掛けを行ってまいります。具体的には、生徒に時間的余裕のある夏休み前に接種を勧める通知を出しまして、9月には二度目の調査を行いたいというように考えております。

麻しんに対して免疫を持っているかどうかの状況も把握することができましたので、このデータを活用いたしまして、学校で麻しんが発生した際に、的確に臨時休業の判断ができるように努めていきたいというように考えております。

#### 此村委員

高校3年生だけでなく、中学1年生も対象になっている、対象というのは国から予防接種の負担がある、補助が出るということでございまして、本来ならばこの前年の中学1年生、高校3年生が対象で、一応3月31日で予防接種の補助が次の年の人たちに移ったということでございまして、かなりの人が恐らく予防接種をしていないのではないかと思います。そういった実態を踏まえて、今年度から更に4年間、中学1年生と高校3年生が、国から予防接種の補助が出るということでございまして、この辺をきちっと対応して、国では95%の目標を掲げているわけでございまして、限りなく100%に近い形でしっかりと取り組んでいただくことをお願いします。

それから、予防接種を受けるのに費用が分からない、数千円から1万円ぐらいかかると言われておりまして、昨年受けられなかった人たちをどう対応していくのか、これは市町村、県の教育委員会が、何らかの補助を出すとかというような、直ちにそういう話にはならないかもしれませんが、そういった人たちに対する補助なり何らかの対応をして、前年に受けられなかった人たちに対しても、きちっと対応をしていただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。

いずれにいたしましても、この問題につきましても、大変に早く動いていただいたというか、手を打っていただいたことについて評価をいたしております。ただ、実態的には非常に多くの人たちに予防接種をしてもらわなければならないという課題があるわけでございまして、そうした意味で、しっかりと今後とも取り組んでいただきたいと思っております。いずれにいたしましても、人の命にかかわる問題と同時に、1人や2人の人の感染に

よって、多くの人たちに感染していく危険性があるという病気でございますので、安心して学校で授業を受け、勉強ができるような環境を整える上からも、しっかりと今後とも取り組んでいただきたい旨要望いたしまして、私の質問は終わります。